

平成31年5月定例教育委員会  
議案説明資料  
(追加提案分)

議案 1件

番号	議案第5号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市民松原図書館に係る指定管理者の指定について		
説明	<p>平成31年3月30日より、指定管理者の募集を行ったところ、事業者からの提案があり、松原市公の施設の指定管理者候補者選定委員会より、指定管理者の候補者として、別紙事業者が選任されました。</p> <p>今回、新図書館は、開館当初から指定管理者による管理運営等を行うことで、施設の設置目的をより効率的、効果的に達成し、市民サービスの向上につながるものと考え、地方自治法第244条の2第3項及び松原市図書館条例第7条により市民図書館指定管理者候補者の指定を行うものです。</p> <p>1. 指定管理者の指定について</p> <p>(1) 対象施設 松原市民松原図書館（新図書館）</p> <p>(2) 指定管理者として指定する団体 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号 名称 TRC 松原グループ</p> <p>(3) 指定期間 令和元年7月1日～令和7年3月31日まで</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和元年7月1日</p>		

松原市民松原図書館指定管理者申請団体概要

(受付順)

① グループ名	② 団体名	③ 所在地	④ 設立年月	⑤ 資本金(千円)	⑥ 社員数(人)	⑦ 団体の経営方針	⑧ 主な事業内容	⑨ 類似施設等の業務実績
1 TRC松原グループ	松原図書館流通センター	東京都 文京区	1979.12	266,050	8,323	<p>図書館は地域に根ざし、地域に奉ちず人びとを文          学、自立した個人を育てる教育機関です。民主主          義が一人一人の個性を育むことを見出し、経済的          自立を前提として、その図書館の運営こそ民主主義の持であ          るといえます。          TRCは図書館を支えることでこれからも地域社会に          貢献してまいります。</p>	<p>①公共図書館、学校図書館を中心とした図書館          運送業務の受託          ②指定管理型図書館による図書館運営          ③公共図書館、学校図書館を中心とした図書館          用業務及び情報資料の販売          ④図書館用書籍の加工(製本)          ⑤読書データベース MARKの作成、販売          設立当初より上記③～⑤業務を登録し、平成8          年より①の図書館運営業務を開始したほか、公          約次出願の手法であるPFI、指定管理音制          策にも積極的に取組んでいきます。</p>	<p>①全国の実績：128自治体、349館          【参考】業務委託…73自治体、171館          ②大阪府下での実績：9自治体、21館          ・大阪府……………1館          ・秋田市……………2館          ・八尾市……………1館          ・泉佐野市……………5館          ・大東市……………3館          ・和泉市……………4館          ・堺市……………2館          ・富田町……………2館          ・大阪狭山市……………1館</p>
	松長谷工コミュニケーション	東京都 港区	1978.9	2,840,000	793	<p>サービス関連事業収益の増強強化と都市居住生活          層に対するサービスの拡大</p>	<p>総合建設業・不動産管理業・不動産の維持、管          理業務・賃貸およびこれらの媒介、代理業務</p>	

## 条文

(公の施設の設置、管理及び廃止)

### 第 244 条の 2

1. 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
2. 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
3. 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
4. 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
5. 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
6. 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
7. 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
8. 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
9. 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
10. 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
11. 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。